

法的因果関係に関する覚書

橋 本 正 博*

- I 方法に関するまえがき
- II 因果関係における「原因」の特定
- III 「原因」性に関する試論
- IV 因果関係の実質
- V 「因果法則的説明」の限界

I 方法に関するまえがき

1 刑法解釈学の「理論」的性質

今般、法科大学院の教育課程設計と教育実践との両面にわたり多大の貢献をされた2人の教授に献呈する論文を執筆する機会に、法科大学院における法学未修者に対する刑法理論教育の中で気づかされた課題に関する思索を試みることにした。それは、従前から存在していたにちがいないが、設立当初の法科大学院未修者教育において先鋭な形で表れたといえるものである。すなわち、法学以外の、とくに自然科学・数学等を大学専門課程で学んできた人たちに、あるいは、いわゆる社会人として、実務にあって問題解決（あるいは未解決）の現場を経験してきた人たちに、短時間で法学的な思考と問題解決の方法とを体得してもらうことに伴う困難である。

このことは、刑法の「理論」といわれるものに関する若干の反省を迫るものであった。法は合理的思考の論理に基づく問題解決を志向し、公平で安定した関係の支配する社会を求めが、その「理論」は、一貫性・明晰性を求められつつも、

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第15巻第2号2016年7月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

自然科学や論理学の固定した法則ではなく、解決されるべき問題の方も多角的因子の複雑からんで単純な法則適用を許さない。端的に言えば、法は、理論的であるというには柔軟でありすぎ、それにもかかわらず理論的一貫性のもとに主張される必要がある、というディレンマに直面する。

刑法（解釈）理論は、論理を確固たるものとすることによって、刑法の恣意的な解釈・運用に対し合理的な制約となることを目指している。しかし、多様にして多面的な実際の事件に法を適用して解決に導こうとするときには、理論の妥当する領域を現実の事象との異なる「距離」と照らし合わせながら見定めることが必要である。事象を構成する特定の領域において合理的な理論であっても、それを累積すれば最終的な結論が妥当なものになるとも限らない。

2 合理的判断の吟味

刑法学は、処罰の理由として納得できる根拠を求め、そこから処罰を合理化する説明を導く、一種の公理系的体系を理想としてきたといえるであろう。それは、「体系的思考」偏重への警戒を共通了解としてなお、権力発動を合理的なものにするために必要なことである。刑法学の積み重ねの上に組み立てられた解釈論学説は、ある場合には、自然法則のように普遍的真理を既述した万能法則であるように受け止められ、その適用によって一律一義的な結論が導かれるかのように理解される。しかし、その扱う対象の複雑さ多様さのゆえに、理論は、しばしば「原則と例外」、「場合に応じた修正」といった補充法則の導入を余儀なくされる。そのような修正を多用した解釈は、多くの人が納得する結論を導くために、ことさらに迂遠な理屈をもっともらしく述べ立てたにすぎず、それ自体として学ぶ意義の薄いもののように受け取られることもある。論理的一貫性を重んじ、「理論的」であることを自負する刑法理論においては、このことはいっそう際立つように思われる。刑法に限らず法学「理論」がこうした「常識」に属するような結論を「理論」的に根拠づけることの意義は、法に携わる者には当たり前理解されているであろう。そうであるだけに、他分野の学問を学び、あるいは法以外の道具で問題解決に従事してきた人たちにより効果的にこのような事情を伝達するに際して、方法論を意識せざるをえないことになったのである。

わたくしは、そのひとつとして、法学理論をいわばメタ・レベルからみる作業を行うことに意味があると考えた。そもそも、わたしたちがものごとを理性的に評価・判断するとはどのような思考を行っていることなのかを吟味して明らかにし、これを然るべき理論の形に整理するという作業を示すことが、刑法理論の性格を示すと同時に、その意義をも伝える方法なのではないか。本稿は、そのような問題意識から、改めて因果関係判断のあり方を自ら考え直したひとつの試みである。提示する内容自体は、必ずしも新しいわけではなく、思索の跡を述べたにすぎない点でも「研究ノート」の域にとどまるといわざるをえないが、法科大学院教育を通じて示唆を与えられた問題として、世に問うものである。

II 因果関係における「原因」の特定

1 条件関係から「危険の現実化」関係へ

以下の考察の課題は、刑法において因果関係が問題となる時、われわれはいかにして条件の中から原因を特定するかというものである。この表現には、「条件」は無数に存在するので、その中から因果関係の起点としての「原因」を区別して摘出する必要があるという含意がある。また、「特定するか」といい「特定すべきか」としないのは、いかなる条件が「原因」にふさわしいかを規範的に論じる以前に、われわれの通常の判断過程を反省することを意図する趣旨である。それはまた、因果関係をひとまず構成要件該当性という法的評価の前提となる事実認識（原因・結果関係）次元で問題にし、それが規範的判断と無縁ではありえないことを示すことにもなるはずである。なお、「条件」と「原因」とを区別して用いているのは、因果関係という形で事象認識がなされる際の判断の構造を吟味するための道具立てであるにとどまり、何らかの特定の理論的立場を前提にするものではない。

因果関係論が、ここ四半世紀余りの間に判例・学説状況が大きく変貌した問題領域のひとつであることについては、異論がないであろう。学説は、長らく「相当因果関係説」を主張し、その内部における「客観説」と「折衷説」との論争が主たる議論となっていたが、「判例」が明示的に相当因果関係説に従うことは、

ほとんどなかった。裁判例の中には、いわゆる「米兵ひき逃げ事件」最高裁判決を代表に、相当因果関係説に近い判示をするものもないわけではないが、少なくとも「判例」として固定的に認識されるような明確な態度をとることはなく、裁判実務上は、「条件説」的な記述によって因果関係を広く認める傾向が維持されてきたといえる¹⁾。そして近年の最高裁判例では、「危険の現実化」という説明概念を用いた判断が示されることとなった。

最近の教科書は、判例の説明として「危険の現実化」論を取り上げ、判断手法の具体化をも試みている²⁾。ただし、これが「相当因果関係論」と(どう)異なるのか、さらに進んで、あるべき妥当な因果関係判断が、「危険の現実化」によってもたらされるものかという点については、必ずしも学説の態度は明確ではないように思われる。ドイツで通説的理論枠組として有力となっている「客観的帰属論」も、その内容に関する理解を含め、日本で包括的・完結的な学説として説かれる例は限られ³⁾、これと「危険の現実化」との関係も、解明されたとはいえない状況である。

2 「原因事実」と「結果事実」

ここではまず、因果関係とは何かといった問いかけをするのではなく、因果関係「判断」のありかたそのものに焦点を合わせる。因果関係判断とは、実際、何を判断する作業なのであるか。その際に、「危険」やその「現実化」が考慮されることは、その判断において合理的であるのか。考察はここから始まる。もとより、関心は刑法上の因果関係にあるが、それは当然、われわれの通常の(日常的な)因果関係判断に依拠している。本稿ではその過程を捉えなおそうというのであるから、因果関係の名で呼ばれうる種々の問題⁴⁾のうち、いわば「典型的」な

1) 因果関係をめぐる判例と学説の総括的説明を与える注釈書の記述もほぼ同旨といえよう。大塚仁・河上和雄・佐藤文哉・古田佑紀編『大コンメンタール刑法〔第2版〕第2巻』(青林書院、1999年)91頁以下(岡野光男執筆)、西田典之・山口厚・佐伯仁志編『注釈刑法第1巻総論』(有斐閣、2010)297頁以下(小林憲太郎執筆)を参照。

2) 今、1、2の例だけを挙げれば、山口厚『刑法総論〔第3版〕』(有斐閣、2016年)58頁以下、高橋則夫『刑法総論〔第2版〕』(成文堂、2013年)132頁以下)。

3) 山中敬一『刑法総論〔第3版〕』(成文堂、2015年)256頁以下。

4) 後述Ⅳ・1で若干言及する。

因果関係判断を考察の対象として設定する。すなわち、因果関係とは、具体的な2項目をなす事実が既に抽出され、与えられているとき、この2事実間に、「時間的に先行する事実が「原因」であり、後続する事実が「その結果」であるような関係」が認められることであると想定する。その「関係」の実質については、今は措く。

この前提からすると、因果関係（の有無）の判断は、問題となっている2事実間の関係の確認を意味するのであるから、あらかじめ、何らかの方法で、原因たる事象と結果たる事象とが、いわば「地」となる環境から切り離されて認識の俎上に載せられていなければならない。これは、既成の事実が、事後的な評価を経て構成要件該当事実と認識されるという構造からの必然であるが、実際問題としても、犯罪類型の多くを占める結果犯の場合、実現した結果は、客体における特定の状態として犯罪事実終了後にも継続的に認められることが多いので、通常は、まず構成要件「結果」となる事実が認識されるであろう。少なくとも、人の行動そのものを要素とする構成要件該当行為に比べれば、事後において直接・間接に認識が可能なのは、「結果」であるといえるであろう。便宜上、この事実を「結果事実」とよぶ。多くの場合に「結果事実」から時間軸を遡る形で「原因事実」が探求されるということになる。

次に、事象形成過程の中から「原因事実」を取り出さなければならない。もちろん、「原因事実」とは、「結果事実」の原因となる事実のことである。結果事実と因果関係を有する事実を探すのであるから、実際に行うべき操作は、因果関係論を逆向きに適用して、「結果事実」からさかのぼって「因果関係のある事実」を求める、という手順がとられることになる。このとき、用いられる因果関係判断手順が「それがなければ『結果事実』が生じなかったであろう」という命題の真偽を一種の思考実験によって判断するという形で行われるべきだとすれば、「条件説」であり、「その事実の危険が『結果事実』として現実化した」という命題の真偽を判断するという形で行われるべきだというなら「危険の現実化説」の主張になる。いずれもある意味で、多数の事実のうち何らかの意味で「原因」らしく思われる事実を（試みに）選び、試行錯誤的に「原因」に到達するという図式になる。しかし、因果関係のある事実を探し出すことにほかならないこの手順

を踏んで、最終的に特定された原因が結果との間に因果関係を有するのが当然であることは、いうまでもないであろう。つまり、このような手順で行われる「原因事実」の特定は、因果関係の存否判断を同時に行うものである。

3 「条件」と「原因」との区別

もとより、諸々の条件は条件という意味において等価であるから、そこから「原因事実」を特定するためには、「原因性」別の基準が必要になる。実際には、何らかの形であまり問題意識がもたれることなく「原因事実」が切り出され、「結果事実」との間の因果関係が論じられている。刑法の場合には、構成要件の記述、構成要件の行為という形で視座が与えられるために、この点に立ち入る必要がないのであるが、ここで問題にしたいのは、構成要件がなぜ「行為」を「原因事実」とし、いかなる根拠に基づいてそれが「原因事実」として切り出されているのか、という点（いわば立法段階の判断）である。

構成要件という前提を外して、「結果事実」との間に因果関係がありそうな（「原因」の候補となりうる）事実を、因果的事象経過の時間軸をさかのぼるといって遡求する際に「条件関係」を手掛かりにすることは不可能である。ある特定の「結果事実」と条件関係を有する事実は、それこそ無数にあるからである。当該のユニークな「結果事実」は、マクロな認識において決定論的な因果的自然法則が成り立ち、また、その同一法則が支配する世界である限り、無数の先行事象の累積的条件設定によって生じたのである。

さらに、実際の遡求手続の点でも、条件関係による因果遡行は現実的でない。「カオス理論」などを持ち出すまでもなく、「原因事実」と「結果事実」との間に種々の事象が介在することによって因果経過の詳細事実は相当大規模に変更される。先ほど、環境から「原因」を切り出すといった比喩を用いたが、因果関係判断において、通常、われわれは（厳密な意味で自然科学の法則を適用しているのではないが）事象の物理法則を用いている。しかし、この法則を適用して何らかの結論を得るためには、現実には生起する社会的事象としての犯罪には、関与する因子が多すぎる。法則の記述する関係は、いわば、純化されたものである。実際には、事象経過に関与し影響を与える因子が無数に存在し、それらはすべて「条

件」たる位置を占めるからである。風が吹けば弾道が変わる。水をかぶれば火薬は破裂しない。被害者がそこにいなければ、そこで撃たれて死にはしない。血管がそこになければ、出血して死亡することはない。病気でなければ弱い打撃で身体組織が破壊されることはない。数の点だけからいっても、これらをすべて数え上げることは不可能である。

4 「介在事情」の意味

因果関係判断において「介在事情」として論じられるのは、それら2項以外の、「純化された因果経過記述」を変更しうる諸条件のことであろう。ただし、より正確に言えば、原因候補となる条件のすべてではなく、上述の意味で「環境(地)」に属するとはいえず、その限りで別の「原因」候補である事情が「因」として別に切り出されるときであろう。それが、問題とされている2項間の因果経過を純粋な法則的結合から逸脱させる因子として「介在」事情に位置づけられるのだと考えられる。

実は、被害者の身体的病変や特異体質という形で議論されてきた「介在事情」は、人体の構造が人類に共通であること、病気でなければ「通常は」生命・身体に影響がないといった事情が考慮され、したがって、無数の条件のうち、因果関係が問題になっている2項との関係では「環境」を形成する一要素にはとどまらず、とくにそれ自体の「原因」性の吟味が必要だと考えられるからであろう。「通常」でないことが、「原因」性の根拠となるのである。

ここには、事象に遭遇する機会が多いか少ないかという経験的認識が働いているとみるべきであるように思われる。より一般化したいいかたをすれば、ある種の事実推移については、われわれの事象把握の前提(環境)とされているのではないか。ここでは、いささか不正確な表現ながら、「世界はそのように推移する」というような認識を指して、恒常的推移に対する信頼(物理法則などについていえば確信)が背景になっているとまとめてみたい。恒常的推移として前提することの可能な範囲にある事情が、先に「環境」や「地」という比喻で語られた事実である。その恒常的事象推移としての前提からの逸脱が「介在事情」になる。本来は、「介在」しているのではなく、因果的に等価な「条件」のうちから、信頼

されている推移を構成している要素を捨象し、恒常的推移の斉一性から逸脱する事実を「原因」とし「介在事情」とし、「結果」ともしていると考えられる。

このとき、「介在事情」の「異常性」が考慮されるのは、こうした恒常性から逸脱した事実の起こりやすさに程度の違いが認められるからであろう。それが生起することが経験上の少数派に属する事象であれば、異常性が高いという関係にある。

しかし、そもそも恒常的推移からの逸脱によって原因を選び出すという観点からすれば、異常性の高い「介在事情」は、それ自身が原因であることを示唆する。たとえば、病変が原因であれば、暴行は死の原因ではないと結論されるように、別の原因が特定されることにより、間接的・反射的に、問題の事象を原因の地位から排除することもあろうが、原因が1事象に帰することは必然ではない。

改めて問い直すことをせずに、既存の了解を採用するなら、共犯においては、原因として設定される行為は単独ではない。2人で殴って傷害を生じさせた場合、2人の殴打行為はそれぞれが当該傷害結果の原因である。住居侵入窃盗の犯人が窃盗をしやすくするために、部屋の鍵を開けておく行為は、当該住居侵入窃盗の実行行為とならんで、その窃盗事実の原因（その一部）の地位を占めるであろう。角から走り出してきた2人が衝突して、一方が傷害を負ったとき、その傷害の原因は、傷害を負わなかった者の行為だけではなく、傷害を負った者の行為でもある。異常な「介在事情」は、介在事情の方が結果の原因である可能性を示唆するが、それだけでは「原因」であることは肯定されず、他方、「介在事情」が原因であるなしに関わらず、別の事情が「原因」でないことも確定されない。

Ⅲ 「原因」性に関する試論

1 恒常的推移からの逸脱

「介在事情」に関する以上のような考察によれば、恒常的推移からの逸脱と評価される事実が「原因」の候補になると、ひとまずいえるであろう。しかし、人の処罰を法律効果として予定する刑法の関心からすれば、たとえば、交通事故で打撃を経て死亡したとき、死亡という結果事実に対応する原因事実として、病毒

への感染や病巣の形成⁵⁾などを取り出すことは、反面において交通事故による打撃が原因事実とはされない、という限りにおいて意味があるにとどまる。人が刃物で血管を傷つけ、出血を招いて死亡させてしまったとき、その死亡という結果事実に対応する原因事実として特異な先天的血管配置⁶⁾を取り上げることは、だから刃物で血管を切ったことは原因事実ではない、という限りで論じられる。それらの事実の「異常性」は相当に高く、恒常性からの逸脱であるから、実際、人による打撃行為や刺突行為を経由しないで死亡結果が発生したならば、同じ事実が「原因(死因)」とされるはずである。あるいは、後にみる「結果に対する影響力=寄与度」の点からみても、死因として、それらの身体的状況は、決して軽微なものとして除外することのできないものであるように思われる。

刑法が人の行為を「原因」として取り出すのは、先にも述べた通り「処罰」を目的とするからではあるが、さらに踏み込んでいえば、それは、規範を与えることによって規範名宛人の行動に何らかの統制ないし誘導を期待するという、規範的論理によるものであろう。因果関係における「原因」とは、この規範によって取り除くことが可能であった条件を意味する。自然法則を人為的法則(たとえば法規範)によって変動させることはできないので、一般に、自然現象や物体の運動法則は、ある結果の「条件」ではあるが「原因」にはなりえない。重力加速度が特定の値であることは、投げられたボールが当たってガラス窓が割れたことの原因ではない。波にさらわれて溺死した場合、波にさらわれたという事実を死亡結果の原因として記述することはもちろん可能であるが、先の例の病変や先天的体質と同様、刑法的因果関係という文脈では、焦点がずれた印象を与える。それらが、はじめから「原因事実」候補ではありえないことは、この法的な重要性ないし法的関心という観点から説明することができるであろう。

2 統制可能な事実

人の行動は、通常、(広義の)規範による(広義の)コントロール対象になるが、規範を理解することができない人にとっては役に立たない。そのような人の

5) 大判昭和6年10月26日刑集10巻494頁(脳梅毒事件)参照。

6) 札幌地判平成12年1月27日判タ1058号283頁(デュラフォア潰瘍事件)参照。

行動は、それを取り除くことが不可能であったことに帰する。したがって、規範を理解することができない人の行為、または、理解しても規範に沿った行動がとれない人の行為は、原因からは除かれる。ただ、ドイツ刑法学に学んだ日本の刑法学は、構成要件該当性と違法性という客観的事象を対象にする評価と、有責性という事象を惹起した者の個人的な事情を対象にする評価とを分ける方法論を採用している。この文脈では、上に述べた責任能力を含む有責性、すなわち、規範に合致した行動をとりうる能力は、客観的事象を対象にした因果関係判断の領域内では考慮されない。構成要件該当性・違法性を問題にするときには、行為者個人の事情を捨象して、客観的事象経過の地平において（自然現象のようなものではなく）一般的に統制可能と目される対象である「人」の行動であることで足り、その意味で「類型的」に統制可能であれば、原因の地位を占めることができる。

因果関係の起点は、構成要件該当行為として取り出されるので、通常、解釈論においてとくに問題は生じない⁷⁾。しかし、この「規範的統制が可能な事実」として構成要件該当性が認められる「原因事実」は、規範に感応して変更可能な事実、すなわち人の行為でなければならないことが確認される必要があると思われる。刑法学上の行為論において、反射運動や無意識の身体動作を除くことが共通理解になるのは、それらが規範による統制の外にあるからである。逆に、「原因事実」を外形的に類型化した表象としての構成要件該当行為は、統制可能な「意志行為」⁸⁾に限られる。このように、「恒常的事象推移から逸脱した法規範による統制可能な類型に属する事実」が「原因事実」として取り出されることになる。そして、刑法の関心からすれば、犯罪論上考慮される「原因事実」は、意志行為

7) ただし、いわゆる結果無価値論の立場からは、先に触れた「結果から遡及して原因とされる行為が構成要件該当行為である」という考え方に到達しうるのであろう。初めに「原因事実」と「結果事実」とを抽出し、その間の因果関係を論じるのではなく、因果関係の存在と構成要件該当性が一挙に確定する理論である。このときの因果の起点は、遡及禁止点としての結果を直接惹起する有責行為とされるのも、究極的にはこの統制可能性に由来するものといえるであろう。実体としての実行行為の問題性を自覚的に説いたものとして、山口厚『問題探究 刑法総論』（有斐閣、1998年）2頁以下。

8) ここで「意志行為」という用語は便宜的に用いているにすぎないが、G. E. M. アンスコムの『インテンション——実践知の考察』（菅豊彦訳、産業図書、1984年。原著：Gertrude Elizabeth Margaret Anscombe, "Intention" (Basil Blackwell) は、1957年、第2版1963年）には多くの示唆を得ている。

の属性を備えるものでなければならない。

IV 因果関係の実質

1 因果的説明としての因果関係

刑法で問題にする因果関係は、「原因事実」と「結果事実」との2項が与えられた後に、それらの間を結ぶ関係として把握される。しかし、既に言及したように、そもそも、「原因事実」すなわち因果の起点を、後に論じられるべき「因果関係」から独立させて抽出することができるかは、問題としうる。

因果関係は、個別具体的、あえていえば既成の事実どうしの関係性である。毒を飲んだから死んだ、死んだのは毒を飲んだからだ、という関係のことである。ここで用いられている因果法則は、毒を飲むと死ぬ（もちろん、毒を飲むと死ぬとの間に、さらに下位の因果法則がある）というものであろう。因果法則は、法則である限り普遍性を有し、その限りで「類型的」なものである。そうであるからこそ、毒を飲むと死ぬ、死んでいるのだから毒を飲んだのであろう、という推測が成り立つ。しかし、刑法における因果関係は、「毒を飲んだのであるから、毒のせいであるのであろう」というような類型的判断ではなく、現実の事象に関する個別的判断によって認識されるべきものである。因果関係で問題になるのは、具体的事実である「原因事実」と「結果事実」とが（多くの場合自然科学的な）法則によって引き続いて必然的に生起するものであると説明されることの、事後的確認である。ある時間・ある場所において特定の方法で特定の毒を摂取させたことから、死亡事実が因果的に説明されることが求められている⁹⁾。

いうまでもなく、因果関係は一般的な哲学上の課題でもあったが、因果関係の種々の問題は、依然として問題であり続けているという方が当たっているであろう。もちろん、ここで哲学として議論をするつもりはないが、おおよその認識を得るために、哲学事典から「因果性」の説明を引用してみると、次のようである。

9) したがって、合法則的条件関係という考え方はこの意味で正当であるが、ここでは、条件関係ではなく原因結果関係記述一般の問題として述べている。

「因果関係、因果態、原因性などともいい、原因と結果との規則的なつながりをさす。すなわち、すべての現象が原因をもち、原因なくしてはいかなる現象もおこらないという関係のこと。原因と結果との関係は広義に解された理由と帰結との関係に含められる場合もあるが、ふつう前者は事実と事実との実在的關係、後者は命題と命題との論理的關係として區別される。また因果の關係は、原因の意味をどう解するかに応じてさまざまに考えられるが、一般には、超自然的なものの介入によってさまざまに考えられるが、意味する。(中略) このほか、因果性を必要十分条件としてとらえたり、あるいは手段と目的としてとらえたり、また時系列との關係で分析することもあり、さらに、自然の齊一性、規則性と帰納の問題、史的因果性など、哲学上いくつかの問題を現在でもはらんでいる。」¹⁰⁾

本稿の課題に関連させて確認すれば、原因と結果との關係は、命題と命題との論理的關係とは區別された事実と事実との実在的關係である。また、「自然因果性を意味する」とは、自然科学的に認識され説明される因果性のことと理解してよいであろう。因果關係は、因果法則、すなわち、原因は結果を必然的に生じさせるという法則が存在することを前提とする。もちろん、ここは、この因果法則ないし因果律が、客観的な実在であるか、あるいは、経験に基づく主観的觀念(ヒューム)であるか、経験に先立つ認識の形式(カント)であるか、といった問題に立ち入る場ではないが、いずれにせよ、科学法則の知識に従って事実相互の關係が説明されることが刑法上の因果關係の実質をなすといつてよいであろう。因果關係とは、事実と事実との間に客観的に納得できるような、したがって、自然科学法則的な説明が与えられることである。

2 因果法則的説明における「介在事情」

以上の考察結果を前提に、刑法上の因果關係判断に検討対象を戻し、次に、判例に表れた「危険の現実化」という判断枠組が、因果法則的説明として妥当なも

10) 『哲学事典』(平凡社、1971年)95-96頁。

のであるかを検討する。ここでは、最高裁判所が因果関係判断において「危険の現実化」に明示的に言及した2件の判示内容を取り上げる。これらは、業務上過失致死傷・業務上過失傷害事件であり、危険を回避すべき注意義務に反して危険を惹起し、死傷結果をもたらしたという構造で捉えられることが「危険の現実化」枠組の採用につながっているが、独立して因果関係の存否を検討する文脈で用いられていることは、その汎用性を含意するであろう。

まず、管制官の誤った指示と航空機のいわゆるニアミスとの因果関係が問題になった事例¹¹⁾である。航空管制官である被告人Hは、「907便」と「958便」に関し異常接近警報が作動した際、上昇中の「907便」よりも早く降下に移ることができる巡行中の「958便」に対して降下指示を直ちに行うことがもっとも適切であったところ、便名を言い間違っ「907便」に対して降下指示をした。その後、航空機衝突防止装置の指示に従って降下した「958便」と管制指示に従って降下した「907便」がニアミスに至ったというものである。最高裁は、因果関係判断について、次のように判示している。

「また、因果関係の点についてみると、907便のA機長が上昇RA〔引用者注：航空機衝突防止装置の発する上方向への回避措置の指示〕に従うことなく降下操作を継続したという事情が介在したことは認められるものの、上記1(3)のとおり管制指示とRAが相反した場合に関する規定内容〔引用者注：両者の優先順位について規定しておらず、航空会社の運航規程では、「RAが発生した場合は、機長がRAに従って操作を行うことが危険と判断した場合を除き、RAに直ちに従うこと」とされていた〕や同(4)エのとおり降下操作継続の理由〔引用者注：目視による回避操作が可能と考えたこと、907便は既に降下の体勢に入っていたこと等6項目が挙げられている〕にかんがみると、同機長が上昇RAに従わなかったことが異常な操作などとはいえず、むしろ同機長が降下操作を継続したのは、被告人Hから本件降下指示を受けたことに大きく影響されたものであったといえるから、同機長

11) 最決平成22年10月26日刑集64巻7号1019頁。

が上昇RAに従うことなく907便の降下を継続したことが本件降下指示と本件ニアミスとの間の因果関係を否定する事情になるとは解されない。そうすると、本件ニアミスは、言い間違いによる本件降下指示の危険性が現実化したものであり、同指示と本件ニアミスとの間には因果関係があるというべきである。」

上告趣意は、被告人の指示とニアミス事故との因果関係における「介在事情」として、誤った指示の対象となった「907便」のA機長の不適切な操作を問題とした。「介在事情」が因果関係を否定する事情になりうるとの想定があるわけであるが、本来的には、「介在事情」として取り出すこと自体がその事情の「原因」性を前提としているのである。これに対し、最高裁は、A機長が降下を継続したのは「異常な操作」ではなく理由のある行動であっただけでなく、それ自体がむしろ被告人の指示に従ってなされたものであって、「本件降下指示と本件ニアミスとの間の因果関係を否定する事情になるとは解されない」と判断した。被告人の指示と「介在事情」たるA機長の操作とのいずれがニアミスという結果の「原因」であるかといえ、被告人の指示の方が「原因事実」であるということになる。「介在事情」が「原因事実」に対して「(中間的)結果事実」であるとき、「介在事情」を含む「結果事実」実現への過程の全体が、「原因事実」からの因果的説明に包摂される。先に述べた考え方からすれば、指示された内容が決定的に不合理でない以上それに従うのは自然であって、多数回経験される事象であるから、「介在事情」ではないと判断されるという捉え方もできる。いいかえれば、そのように推移することが順当であるような事象は、規範による統制の範囲から外れ、図と地という対比でいえば、地(環境)を構成する事象に属し、「原因事実」たる地位つくことはできない。

なお、「介在事情」をめぐっては、著名な「大阪南港事件最高裁判例」¹²⁾に言及する意味があろう。この事件は、被告人による「第1暴行」と死亡結果との間に、第三者による「第2暴行」が「介在」した事例である。最高裁は、職権判断

12) 最三決平成2年11月20日刑集44巻8号837頁。

として、「このように、犯人の暴行により被害者の死因となった傷害が形成された場合には、仮にその後第三者により加えられた暴行によって死期が早められたとしても、犯人の暴行と被害者の死亡との間の因果関係を肯定することができ」としたのみであるが、この判例に関する調査官解説¹³⁾は、個人の見解として、「介在事情」の異常性は、因果関係の存否に決定的な影響を与えるものではなく、「第1暴行が死因を形成した」とときには、因果関係が認められるという見方を提示した。「医学的見地からみた被告人の行為による影響力（寄与度）が圧倒的に強固なときは、仮にその後に異常な事情が介在したとしても因果関係は肯定される一方、たとえ条件関係的なつながりがあっても、結果への寄与が極めて軽微であれば、介在事情の異常性を問題にすることなく、当然に因果関係が否定されると解されてきたのではなからうか¹⁴⁾と述べる。この指摘は、因果経過の「経路」の相当性を考慮してきた相当因果関係説との関係で「介在事情の異常性」に着眼した記述ではあるが、重要な観点を提供するものである。そして、「危険の現実化」を上述した意味における説明方法と理解することが可能だとすれば、「介在事情の異常性」は関係がないこともまた、当然のことといえるべきであろう。

3 因果法則的説明と「危険の現実化」

次に、トラックのハブが走行中に輪切り破損したために前輪タイヤ等が脱落し、歩行者らに衝突して死傷させた事故について、製造会社で品質保証業務を担当していた者の過失行為との間の因果関係が問題となった事例¹⁵⁾をみよう。この判例は、より直接的に結果発生が「危険の現実化」といえるかどうかを判断したものである。同種ハブを装備した車両につきリコール等の改善措置の実施のために必要な措置を採るべき業務上の注意義務を認めた上、次のように述べる。

「これらの事情を総合すれば、Dハブには、設計又は製作の過程で強度不足の欠陥があったと認定でき、本件瀬谷事故も、本件事故車両の使用者側の間

13) 大谷直人『最高裁判所判例解説刑事篇平成二年度』232頁。

14) 同上(注8)240頁。

15) 最三決平成24年2月8日刑集66巻4号200頁。

題のみによって発生したものではなく、Dハブの強度不足に起因して生じたものと認めることができる。そうすると、本件瀬谷事故は、Dハブを装備した車両についてリコール等の改善措置の実施のために必要な措置を採らなかった被告人兩名の上記義務違反に基づく危険が現実化したものといえるから、両者の間に因果関係を認めることができる。」

この判断は、本件事故が、事故車両の使用者側の問題「のみ」ではなく、ハブの強度不足に起因して生じたものであることを理由に、事故は「被告人の義務違反に基づく危険が現実化したものといえるから」因果関係を認めることができるとしている。判断過程自体は、物理的因果の説明として、車両使用者側によって設定された条件だけでなく、被告人の過失によって引き起こされた「危険」が認められるとき、その「危険」の原因性を肯定しているといえる。これは、因果関係において「自然科学的な因果の説明がなされる」ことをもって因果関係を肯定するものであり、上で論じてきた因果関係に対応するものであろう。また、このような説明がなされる複数の関係が共存しうることに意味するであろう。「車両使用者側の問題」が（それ「も」）事故の原因であることは、少なくとも、「Dハブの強度不足のみによって発生したものではなく、車両の使用者側の問題によって発生したものと認めることができる」限りにおいて、最高裁の判示と同等に主張されうるはずだからである。

そうすると、因果関係の存否を、自然科学的法則に沿った因果的説明の問題として捉える限り、判例の用いた「危険の現実化」という枠組は、それ自体が因果的説明に相当するといえるであろう。そして、この説明が成り立つ（合理的なものとして受け入れられる）ときに因果関係が肯定されるという意味では、われわれの一般的な判断を反映した妥当なものだということができると思われる。

ただし、「事故車両の使用者側の問題」も規範により統制可能な原因性を有するので、「恒常的推移」に位置づけられるともいいがたいし、物理的寄与度の点でも、必ずしも小さいとはいえないように思われる。それを前提にしてなお「ハブの強度不足」の方が、いわば「原因性が高い」とされた事情は、科学法則的因果的説明としては尽くされていない。

V 「因果法則的説明」の限界

このように、判例において定着しつつある「危険の現実化」という因果関係判断の枠組は、基本的には妥当であり、学説も相対的には受容的な態度を示している。しかし、一方では、「危険の現実化」が「説明」である以上、何らかの「説明」が可能である限り広く因果関係を肯定することにつながりうる、という懸念はある。今、因果関係の「限定」方法ではなく、「因果的説明」として受容できる範囲という方向から、若干の検討を加えておく。

たとえば、暴行行為の被害者が逃走中に転倒して傷害を負ったという例では、被害者は多数経験される自然な推移である逃走行為を行ったのであり、逃走そのものの原因でもある暴行行為が生じさせた危険が傷害結果として現実化しているという説明は成り立つように思われる。しかし、自然科学的法則によってこれを説明することは（どこまで）できるであろうか。被害者が自ら危険な逃走方法を選択するとき¹⁶⁾、被害者がそう決意したことを暴行からの必然として、現在の自然科学が説明しうるかとなると、かなり疑問である。少なくとも判例は、物理的因果法則や寄与度といった自然科学的知見の次元における「危険の現実化」に限定した判断をしていないというべきである。

前章までの議論だけでは、このような判例に対する態度決定はできない。事実的因果関係は（自然）科学の知見に基づく説明によって認められるものであるから、判例による因果関係の判断は因果的説明としての限界を超えており、妥当でないと考えるべきだともいえる。他方、法的因果関係は純粹に事実認識の問題ではなく、規範的評価の問題であるとする立場も考えられる。少なくとも、実践的な妥当性の見地から、法学理論の「柔軟」な性格をいかして、自然科学的過程に限定されない「危険の現実化」を今少し掘り下げて検討する必要があるということもできる。

上の議論では、因果関係を客観的事実認識において問題にすることから客観的事実認識の学である自然科学の法則に沿った説明が求められる、ということをも

16) 最決平成15年7月16日刑集57巻7号950頁。

拠に、自然科学的法則に基づいて「危険の現実化」過程を説明することが必要だとする立場をとった。しかし、因果的説明に用いられる法則的知識を自然科学的法則に限定するのは「強すぎる」要請であるかもしれない。いわゆる心理学的知見、疫学的証明、経験則に基づく推測などは許されないのか。判例に表れた因果関係判断を因果的説明として捉えてみると、その多義性が浮き彫りになる。

かくして、ここから先は、われわれの理性的判断のありようを吟味することを超えて、あるべき因果関係の実質を問うことになるが、これは、本稿の課題である「因果関係のあり方そのものの吟味」の段階から、理論の優劣を議論する狭義の解釈論の段階に進むことを意味するであろう¹⁷⁾。

17) 私見を付け加えておけば、「自然科学的」とは、客観的といえる程度に合意可能な事象の推移に関する知識であれば足り、事象予測の可能な数式で表されるような精密な法則でなくても足りると考える。ただし、いわゆる「疫学的証明」は、原因事実と結果事実との2項関係の説明はなされるものの、事象の推移過程そのものの説明がないために、因果法則的説明としては十分でないといわなければならない。